

(別紙2)

試験結果の判定基準

1. 告示第4条第1号に係るもの

試験項目	記号	判定基準	根拠法令
35℃における蒸気圧又は容器内圧	A	ゲージ圧力0.8MPa以下であること。	政令第2条第3項第8号
容器の内容積	B	30cm <sup>3</sup> 以下であること。	告示第4条第1号
高圧ガスの種類	C		
毒性ガスの有無	D	無いこと。	告示第4条第1号

2. 告示第4条第2号に係るもの

試験項目	記号	判定基準	根拠法令		
高圧ガスの種類	A	液化フルオロオレフィン1234yfのみ、液化フルオロカーボン134aのみ又は液化フルオロカーボン404Aのみであること	告示第4条第2号本文		
容器	内容積	B	1000cm <sup>3</sup> 以下であること。	政令第2条第3項第8号	
	材料	C	鋼又は軽金属であること。	告示第4条第2号イ	
耐圧能力	フルオロオレフィン1234yf	1. 8MPa以上の圧力による容器の変形	D	無いこと。	告示第4条第2号ハ
		2. 2MPa以上の圧力による容器の破裂	E	無いこと。	告示第4条第2号ハ
	フルオロカーボン134a	1. 9MPa以上の圧力による容器の変形	F	無いこと。	告示第4条第2号ヘ
		2. 3MPa以上の圧力による容器の破裂	G	無いこと。	告示第4条第2号ヘ
フルオロカーボン404A	3. 4MPa以上の圧力による容器の変形	H	無いこと。	告示第4条第2号ト	
	4. 0MPa以上の圧力による容器の破裂	I	無いこと。	告示第4条第2号ト	
容器内容積／充填質量	J	液化フルオロカーボン1234yfの場合にあつては、112cm <sup>3</sup> ／100g以上であること。 液化フルオロカーボン134aの場合にあつては、101cm <sup>3</sup> ／100g以上であること。 液化フルオロカーボン404Aの場合にあつては、124cm <sup>3</sup> ／100g以上であること。	告示第4条第2号ロ		